

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第9回定例会)

1 期 日 平成19年9月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時50分

2 出席委員	委員 長	栗 原 伸 夫
	委 員	小 泉 俊 雄
	委 員	青 木 克 己
	委 員	吉 村 博 与
	委 員	植 松 榮 人

3 出席職員	副教育長	佐 藤 慎 一
	教育総務部長	小 滝 益 夫
	学校教育部長	柴 田 史 香
	生涯学習部長	小 林 伸 二
	学校教育部参事	渡 辺 伸 治
	教育総務部次長	加 藤 清 一
	学校教育部次長	三 幣 芳 夫
	生涯学習部次長	山 崎 敏 雄
	教育総務部副技監	鈴 木 知 行
	学校教育部副参事	木 原 誠
	教育総務部・学校教育部副参事	野 中 良 範
	学校教育部副参事	鶴 岡 智
	指導課長	若 崎 光 美
	社会教育課長	早 瀬 登 美 雄
	生涯スポーツ課長	竹 下 博
	青少年課長	長 谷 川 隆
	青少年センター所長	澤 田 敏 春
	教育総務部主幹	福 山 宗 起
	教育総務部主幹	佐々木 重 春
	学校教育部主幹	高 柳 英 昭
	学校教育部主幹	鈴 木 博
	生涯学習部主幹	及 川 隆 志
	生涯学習部主幹	土 屋 操

委員長が

平成19年度習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び議案第28号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(1)及び議案第28号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第8回定例会及び第3回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

協議第1号 平成20年度～平成26年度習志野市教育基本計画(第1次案)について (企画管理課)

教育総務部次長が

平成20年度～平成26年度習志野市教育基本計画(第1次案)は、平成19年第8回定例会での協議、社会教育委員会議、スポーツ振興審議会、校園長会議等から聴取した意見に基づき素案を修正したものである。

今後は、パブリックコメントに寄せられた市民の意見への対応に加え、本日の協議から頂いた意見・指導を基に、策定委員会での協議を行い、平成19年習志野市教育委員会第10回定例会に議決事項として提出する予定である。

なお、議決後、今回提出されたパブリックコメントの概要と市の考え方についてはホームページにて公表する予定である、と概要を説明。

委員が

今回実施されたパブリックコメントによって教育基本計画を変更することはあるのか、と質問。

教育総務部次長が

現在各担当課にてパブリックコメントに対する回答を作成していただいているが、回答を集約し、最終案の参考としていく、と回答。

委員が

特定の間が特定の発想のもとに意見を述べていると感じる。市民の意見を市政に取り入れようするパブリックコメントの趣旨には賛同するが、全ての質問に答える必要はあるのか、と質問。

教育総務部次長が

寄せられた意見の概要と市の考え方をホームページにて公開する予定であるが、質問を精査した上で公開する、と回答。

委員が

教育基本計画は、項目のひとつひとつを細かく説明するものではなく、指針や概要を示す大きな枠組みであり、そこを意見を寄せて頂いた方々に理解してもらう必要があるのではないかと発言。

委員が

特定の市民の要望を取り上げているところが気になる。寄せられた意見では文言を問題にしているが、現実の子ども達の姿や、実際の授業の様子、最前線で働く教師の悩みを考慮した意見ではないように思う、と発言。

また、寄せられた意見に対する回答についても教育委員に見せていただきたい、と要望。

教育総務部次長が

委員から頂いた意見に十分留意しながら回答を作成していきたい。回答がまとまり次第委員に報告し、意見を頂きながら対応したい、と回答。

委員が

学校開放した際の学校の管理責任者は誰なのか。使用団体が責任者を配置すると思うが、果たしてそれだけでいいのだろうか、と質問。

また、誰が使用団体のチェック、開放する判断を行うのか等、基本計画で学校体育施設の開放促進を掲げている以上、責任の所在を明確にしなければならない、と発言。

生涯学習部長が

学校体育施設開放事業は、教育委員会規則に基づき、地域に運動の場を提供するとともにスポーツの指導を行うこととしており、学校、体育指導員、市民スポーツ指導員、スポーツ団体等の代表により構成された運営委員会を設置している。また、事業運営にあたっては、開放校に管理指導員を置き、教育長が各コミュニティの体育指導委員、市民スポーツ指導員、スポーツ団体等の中から委嘱しており、生涯スポーツ課の管轄下で委員をお願いしている、と回答。

委員が

日本は社会体育施設が不足しており、習志野が学校を開放していただいていることを嬉しく思うが、校長と管理者の引継ぎがしっかりとされなければ、校長は開放を躊躇せざるを得ない。どこが管轄であり、使用団体及び使用前使用後のチェックを誰が行うのか注意を払う必要がある、と発言。

生涯学習部長が

運営委員会委員及び管理指導員はそれぞれ自覚を持ってやっていただいていると思うが、今後とも、委員の指摘された問題意識を持ちながら、適正に運営されるよう、教育委員会としても責任を持ってやっていきたい、と回答。

委員が

国、県、市の教育の考え方とその整合性、なぜこの計画を出したのか、施策評価指数はなぜ必要なのか、なぜ施策評価をしないといけないのか等、「はじめに」の教育長の言葉の中に説明すべきことがたくさんあるのではないか。その入れ方によってパブリックコメントに寄せられた意見の半分ぐらいは解決できるのではないか、と発言。

また、本当に教育は意図的・計画的に営むものだろうか。例えば家庭教育・幼児教育は計画的に行うものなのかどうか検討する必要がある。

さらに、「生きる力の育成」とあるが、わがままな子どもを育てると誤解されても仕方ないのではないか、と発言。

さらに、一般的には「Plan、Do、See」であり、「See」に意味があると思うが、「Plan、Do、Check、Action」の「Check」と「Action」はどのような意味なのか、と質問。

教育総務部主幹が

「Plan、Do、See」と「Plan、Do、Check、Action」は基本的には同じ意味である、と回答。

委員が

「Plan、Do、See」の「See」は観察することによって諸々の事象を把握し、新たな「Plan」（計画）を立て直すという螺旋状に進化していく考え方であり、「Plan、Do、Check、Action」とは意味が異なるのではないか、と質問。

教育総務部長が

「Plan、Do、Check、Action」は、行政では近年の考え方であり、「Plan、Do、See」の「See」の部分を「Check」（評価）、「Action」（改善）という過程によりさらに発展させたものである、と回答。

委員が

「Plan、Do、Check、Action」は動詞と名詞が混ざっている。「はじめに」は表看板なので慎重に言葉を選ばなければならない、と要望。

また、今まで多くの議論を重ねた結果こういう計画になったという過程を書かないと、一般の方々には教育委員会が勝手に計画したと誤解されかねないのではないか、と発言。

教育総務部長が

委員長の貴重な意見を参考に作り直してみたい、と回答。

委員が

今まで何度も書き直していくなかでいい計画が出来上がってきていると思う。

教育委員の意見もかなり取り入れていただいております、その努力に感謝申し上げたい、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号の協議を終了した。

協議第2号 平成20年度教育行政方針（案）について

（企画管理課）

教育総務部次長が

本案は平成20年第2回定例教育委員会にて議案としてご審議いただく予定である。本案の主な留意点は、（1）現在策定中の教育基本計画の施策に基づいたものであること、（2）平成20年度の主要施策は学校や教育機関の基本計画に具体的に記述しやすいように大きく括ったものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、協議第2号の協議を終了した。

協議第3号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年10月24日（水）午後3時に決定された。

〈 報告事項（1）及び議案第28号は非公開 〉

報告事項（1） 平成19年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状受賞者の決定について

（企画管理課）

教育総務部次長が

習志野市教育委員会顕彰規程第5条及び第6条第2項に基づき、個人として合計4名、また団体として合計2団体の感謝状受賞者を決定した旨概要を報告。

委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

議案第28号 平成19年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

（企画管理課）

教育総務部次長が

習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項に基づき、個人として合計37名、団体として合計3団体を平成19年度表彰状授与候補者として提案するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は原案通り可決された。

その他

〈 委員長の選挙及び職務代理者の指定について〉

会議規則第7条の規定により委員長の選挙が行われ、次期委員長は、現委員長職務代理者である小泉俊雄委員に決定された。

会議規則第8条の規定により、次期委員長職務代理者には青木克己委員が指定された。

委員長及び委員長職務代理者の任期は、平成19年10月1日から平成20年9月30日

までの1年間である。